

## 大阪・関西万博自治体参加催事出展計画策定事業業務委託 仕様書（案）

本仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う大阪・関西万博自治体参加催事出展計画策定業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その業務内容等に関し必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名称

大阪・関西万博自治体参加催事出展計画策定業務

### 2 業務の目的

令和6年3月の北陸新幹線敦賀延伸により関西圏への交通アクセス向上が図られる中、2,820万人余りの来場者が見込まれる2025年大阪・関西万博は、本県の観光コンテンツや県産品等を関西圏に売り込む大きな機会である。そのため、自治体参加催事に出席することにより県の魅力を存分にPRし、関西圏の長野ファンを獲得するとともに関西圏から長野県への将来の観光客の増加やそれに伴う地域活性化を図る。

### 3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと。

- (1) 長野県財務規則（昭和39年長野県規則第8号）及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関連法令及び通達

### 4 契約期間

契約を締結した日から令和7年1月31日（金）までの間とする。

### 5 業務概要（前提条件）

本県では、令和7年に開催される大阪・関西万博（以下、「万博」という。）において、「変化に富んだ豊かな自然環境とそれにより形成された多様な文化資源」、「自然のもたらす癒しや食文化に起因する全国トップレベルの健康長寿」といった長野県の強みと、万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を融合させた内容で催事を実施する。

#### (1) 大阪・関西万博開催概要

別添「2025年日本国際博覧会基本計画」参照

#### (2) 長野県出展概要

出展期間：令和7年（2025年）8月26日（火）～31日（日）

（※搬入・設営、撤去を含む）

出展会場：万博会場内「EXPOメッセ」（2,000㎡の1/6区画）

想定内容：長野県が有する雄大な自然環境と歴史風土等を背景に営まれてきたアウトドアやスポーツ等を通じた健康長寿といった長野県の強みを来場者にPRし、万博会場にいながら長野県を体験できるような内容。

※1区画180㎡のスペースに加え、他の同時出展自治体3者（予定）と共同利用するステージ（10m×5m）を利用する前提とする。

## 6 業務内容

以下内容を盛り込んだ基本計画書（概要版及び詳細版）を作成すること。

また、計画策定に当たっては、イベント出演者や出展に協力いただく企業・事業者・団体、長野県が選定したアドバイザーなど関係者との調整を必要に応じて実施すること。

### (1) 全体テーマ・コンセプト等

ア 万博のテーマを踏まえた上で、長野県ならではの魅力を世界にアピールできるようなテーマ・コンセプト

イ 催事・運営計画を踏まえた全体スケジュール

### (2) 自治体催事計画

ア 催事計画

- ① 催事出展にかかるKPIの設定・催事開催による効果の検証手法
- ② 具体的な催事の内容
- ③ 催事空間（会場レイアウト等のイメージパース、会場図面の作成含む）
- ④ その他（会場利用ガイドにおいて対応が求められている事項へのフォロー手法）

イ 運営計画

- ① 運営基本方針
- ② 運営スタッフ等の配置計画
- ③ 必要備品、機材、物品の調達・運搬計画
- ④ 搬入出計画

## 7 運営体制

- (1) 県と綿密な連携を図りながら、本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、事業内容を総合的に判断でき、かつ作業進行を適切に行うことができる責任者を置くこと。

## 8 県への中間報告

受託者は、委託者が別に定める期限までに中間報告書を提出すること。なお、その内容は以下に定めるとおりとする。

### (1) 出展計画中間報告

ア 提出方法 電子ファイル、紙媒体1部

イ 提出期限 令和6年11月1日

### (2) イメージパース・会場図面中間報告

ア 提出方法 電子ファイル、紙媒体1部

イ 提出期限 令和6年11月1日

## 9 成果品の提出

(1) 成果品

「6 業務内容」で示した内容を盛り込んだ基本計画書（全体版・概要版）

(2) 提出方法 電子ファイル、紙媒体1部

(3) 提出期限 委託業務完了後10日以内又は令和7年1月31日のいずれか早い日

## 10 完了検査

(1) 受託者は、本業務の完了後に委託者の検査を受けるものとする。

(2) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

## 11 著作権等の取扱い

本業務により新たに生じた著作権等は県に帰属することとし、県は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。

## 12 個人情報の取得・保護・管理等

(1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。

(3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 13 その他

(1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。

(2) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。

(3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

(4) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、業務を実施すること。